

40th RIVIERA ZUSHI MARINA YACHT RACE KAYAMA YUZO invitational “WAKADAISHO” CUP

第 40 回リビエラ逗子マリーナヨットレース

加山雄三 invitational 『若大将』 カップ



主催：株式会社リビエラリゾート

大会期日：2023 年 10 月 14 日（土）

開催地：神奈川県逗子市

大会公式ホームページ：<https://www.riviera.co.jp/marina/event/zmc/index.html>

SAILING INSTRUCTIONS

【ディンギーヨット 帆走指示書】

1. 規則

- 1.1. 本大会は『2021-2024 セーリング競技規則』（以下『規則』という）に定義された規則を適用する。
- 1.2. SI は NoR よりも優先する。これは規則 63.7 を変更している。
- 1.3. 本大会に適用される全ての規則において、[NP]の表記は以下を意味する。
 - 1.3.1. [NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

2. [DP] [NP] カメラや電子機器

- 2.1. 艇は OA により選択され支給された電子機器を艇の指定された位置に搭載するよう要求されることがある。艇はこの要求に従わなければならない

3. 帆走指示書の変更

- 3.1. レース日程の変更は、それが発効する前日の 20:00 までに掲示される。また、帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 10:00 以前に掲示される。

4. コミュニケーション

- 4.1. 公式掲示板は、オンライン上 Facebook の「Riviera Yacht Race」ページに設置する。
<https://www.facebook.com/riviera.yacht.race>
- 4.2. 艇はレース中無線送信を行っても良い。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

5. 行動規範

- 5.1. [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 5.2. [DP] 競技者および支援者は、主催団体によって提供された、装備の取扱いを、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

6. Web 上に発せられる信号

- 6.1. Web 上で発する信号は、Facebook の「Riviera Yacht Race」に文字で指示される。
- 6.2. 回答旗が掲揚された場合は、レース信号回答旗中の「1 分」を「30 分以降」と置き換える。

7. レガッタフォーマット

7.1. 本レガッタは各グループ毎に行われる。ただし、同一スタートを行うグループもある。

8. スケジュール

8.1. レース日程

10月8日(日)	18:00	クルーザーヨットレース表彰式兼 ディンギーヨットレースウエルカムパーティー
10月14日(土)	10:45	最初のグループのスタート予告信号予定時刻
	16:00	表彰式

5分毎に次にスタートするクラスの予告信号を発する(規則26による)

第2レースは、第1レース終了後に引き続き第1レースと同様な手順で実施する

8.2. 1日のレース数は最大2レースとする。

8.3. 引き続き行うレースのための予告信号は、できるだけ速やかに発せられる。

8.4. 予告信号は13:30より後には発しない。

9. グループ旗

9.1. グループ旗は、以下を用いる。

グループ	グループ旗	リボン色	艇種	ヤードスティックナンバー
第1グループ:	緑色旗 	緑色	高速トラピース艇	(86以下のトラピース艇)
第2グループ:	黄色旗 	黄色	2人乗り普通艇	(87~109の艇)
第3グループ:	赤色旗 	赤色	シングルハンド艇	(85~109のシングルハンド艇)
第4グループ:	青色旗 	青色	低速艇	(110以上の艇)

9.2. 各艇はレース委員会支給のグループ別リボンをセールスのピークに取り付けなければならない。

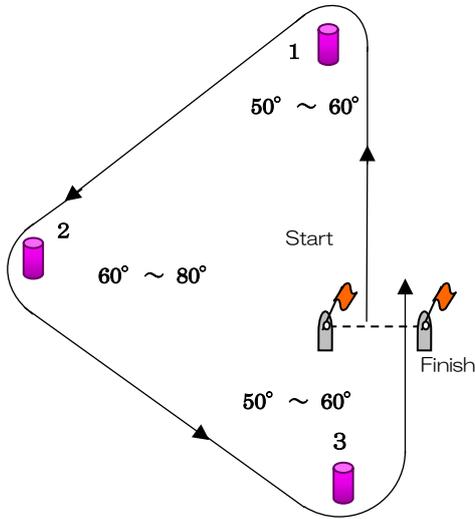
9.3. (ピークが不可能な場合は、トップバテンエンドでも可能だが、はっきり分かるように取り付けなければならない。)

10. コース・エリア

コース・エリアの場所を SI Addendum A に示す。

11. コース

次の見取り図はレグ間の概ねの角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。



第1グループのコース

ヤードスティックナンバー 7 5 以下

Start - 1 - 2 - 3 - 1 - 2 - 3 - 1 - 2 - 3 - Finish (3周)

ヤードスティックナンバー 7 6 ~ 8 4

Start - 1 - 2 - 3 - 1 - 2 - 3 - Finish (2周)

第2・3グループのコース

ヤードスティックナンバー 8 5 ~ 1 0 9

Start - 1 - 2 - 3 - 1 - 2 - 3 - Finish (2周)

第4グループのコース

ヤードスティックナンバー 1 1 0 以上

Start - 1 - 2 - 3 - Finish (1周)

12. マーク

12.1. マークはピンク色の円錐台ブイとする。

12.2. スタート・マークとフィニッシュ・マークはレース委員会艇である。

13. スタート

13.1. スタートは指示 5.2 と規則 26 を用いて予告信号をスタート信号の5分前として、スタートさせる。

スタートまでの時間	信号種類	視覚信号	音響信号
5分前	予告信号	グループ旗(掲揚) ↑	1声
4分前	準備信号	  P 旗 又は I 旗(掲揚) ↑	1声
1分前	(1分前)	P 旗 又は I 旗(降下) ↓	1声
0	スタート信号	グループ旗(降下) ↓	1声

個別のリコールの場合

音響信号1声と共に X 旗



を掲揚する。X 旗はスタート信号後4分または全てのリコール艇がリコールを解消した時点で降下する。

ゼネラル・リコールの場合

音響信号2声と共に第1代表旗



を掲揚する。

新しいスタートの予告信号は第1代表旗降下の1分後に発する。

13.2. スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ色旗を掲げたポールのコース側との間とする。

13.3. 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇はスタートエリアを回避しなければならない。

13.4. スタート信号の 10 分以降にスタートする艇は DNS と記録される。この項は規則 A5.1 及び A5.2 を変更している。

14. コースの次のレグの変更

スタート後のコースの変更は行わない。

15. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインはフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールのコース側の間とする。

16. ペナルティー方式

規則 42 違反に対し、付則 P を適用する。

17. タイム・リミットと目標時間

17.1. スタート後各グループの先頭艇が 30 分以内に最初のマークに到達しない場合、レースは中止する。

17.2. スタートグループ毎に先頭艇フィニッシュ後 20 分以内にフィニッシュしない艇は DNF と記載される。この項は規則 35 と A4、A5 を変更している。

17.3. 目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

18. 審問の要求

18.1. 抗議書は、江の島ヨットハーバーフロントで入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は適切な時間内に江の島ヨットハーバーに提出されなければならない。

18.2. 抗議締切り時刻は最終艇がフィニッシュした後、60 分とする。この項は規則 62.2 を変更している。

18.3. 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切り時刻後 30 分以内に通告を掲示する。審問はプロテスト委員会室の中の区切られたスペース、または隣接する部屋にて掲示した時刻に始められる。

18.4. レース委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。

18.5. 審問再開の要求は、判決を通告された後 30 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 66 を変更している。

18.6. プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の通告から 30 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。規則 64.4 (b) に関する事項の「責任ある機関」は本大会のテクニカル委員会である。

18.7. [NP]印の規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。

19. 得点

19.1. 艇は掲示された得点またはシリーズ成績に誤りがあると判断した場合、江の島ヨットハーバーフロントに準備されたリクエストフォームをレース委員会に提出する事で得点及び、成績の訂正を要請する事が出来る。

19.2. 艇の得点はレース所要時間をヤードスティックナンバーで除去した修正時間により順位を決定する。

19.3. ヤードスティックナンバーで同一修正時間の艇はヤードスティックナンバーの大きい方を上位とし、得点を与える。これは付則 A 7 を変更している。

19.4. 大会の成立には 1 レースを完了する事が必要である。

19.5. 艇のシリーズの得点は、すべてのレース得点の合計とする。これは付則 A 2 を変更している。

20. [DP] [NP]安全規定

20.1. チェックアウトとチェックイン

20.1.1. 出艇申告は、海上本部艇付近の「L」旗  を掲揚した運営艇のスターンを、最初のクラスのスタート予告信号が発せられる前までにスターボードで通過し確認を受け、海上エントリーを行われなければ

ならない。当日にリタイアする艇（出艇を取りやめる艇）は、レース当日 9:00～10:30 の間に大会事務局に電話連絡（0466-22-2128）をすること。

20.1.2. 帰着した艇の艇長は、帰着後すぐに江の島ヨットハーバフロントの『帰着申告書』にサインしなければならない。また、江の島ヨットハーバー以外に帰着した艇は、帰着後すぐに江の島ヨットハーバーに帰着の報告をしなければならない。電話連絡（0466-22-2128）

20.2. ペナルティーやそれ以外の理由でレースからリタイアする艇の艇長は、帰着後大会事務局に電話連絡する事。また、レース・エリアを離れる前にレース・コミッティー・ボートに伝えることが好ましい。大会事務局電話（0466-22-2128）

20.3. 艇体および装備品は使用に足るレベルに十分に整備されていること。

20.4. ライフジャケットはレースを参加目的とした出港時からレース終了して帰港まで着用していること。

21. [DP] 乗員の交代と装備の交換

21.1. 競技者の交代は、エントリー時に申請している競技者以外は許可されない。また、レース公示の制限を遵守しなければならない。

21.2. 損傷または紛失した装備の交換はレース委員会の承認なしで許可される。

22. [DP] 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認する為、いつでも検査されることがある。

23. 運営艇の識別

運営艇の標識は次の通りである。

Boat	Flag description
レース委員会	ピンク地に 赤色で " RC "
シグナル・ボート	リビエラカップ旗 

24. 支援艇

24.1. 支援艇は OA に登録する必要はない。

24.2. 支援艇は、危険な状態にあるボートからの救助要請により救助を行うか、レース委員会の要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの 100 m 以上外側にいなければならない。

24.3. 支援艇は、レスキュー体制をとれる人数しか乗艇してはならない (6m 以下の場合、2～3 人)。

25. ゴミの処分

ごみは支援艇またはレース委員会艇に渡してもよい。

26. リスク・ステートメント

規則 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。